

# 海外からの一時帰国に伴う 瑞浪市立小中学校への体験入学について

瑞浪市教育委員会学校教育課

海外で生活しているお子さんが、長期休業等により一時帰国した際に、日本の学校生活や授業を体験したいという希望があれば、現在在籍している児童生徒に支障が生じない限り、体験入学として受け入れを行っています。

## 【体験入学の目的】

現在海外に在住で、瑞浪市立の小・中学校に転入する予定のある児童・生徒が事前にその教育環境に慣れ、円滑に日本の学校生活に移行できることを目的に行っています。

瑞浪市に転入予定のない方についての受け入れは原則行っておりません。

## 1 体験入学の対象者

- (1) 住民登録をせずに、瑞浪市内に一時帰国した義務教育年齢の者
- (2) 国外の日本人学校または現地校等で教育を受けている者
- (3) 保護者及び本人が日本語による意思疎通ができる者

## 2 体験入学の条件

- (1) 滞在先が瑞浪市内であり、体験期間中、滞在先に保護者あるいは親族の方が一緒に滞在していること。
- (2) 保護者あるいは親族の方が、体験入学中の学校生活全般（登下校含む）及びその際に生じる事故等についての全責任をもつこと。
- (3) 日本スポーツ振興センターへ加入すること（1人年間460円）
- (4) 結核検診等、体験入学に必要な諸検査を受けていること。
- (5) 瑞浪市教育委員会学校教育課と各学校が示す体験入学の条件等に同意していること。
- (6) 体験を受け入れる学校が、学校運営上支障がない状態であること。

### 3 体験入学校・学年

- ・滞在先の学区に基づく指定校とし、年齢相当の学年としますが、学校と相談の上決定します。

### 4 体験期間

- (1) 6月1日から7月の1学期終業式までの間とします。
- (2) 1ヶ月以内としますが、体験先の学校と相談の上決定します。

### 5 手続きに必要な書類等

- (1) 様式1・・・「体験入学申請書」
- (2) 様式2・・・「体験入学のための誓約書」
- (3) 「日本スポーツ振興センター加入同意書」（学校でご記入いただきます）
- (4) 印鑑
- (5) 健康診断結果（検査が必要な方のみ）

### 6 手続きの流れ

- (1) 体験入学をご希望される場合は、事前に保護者あるいは親族等の代理人が瑞浪市教育委員会学校教育課へ電話又はメールにてお問い合わせください。
- (2) 様式1「体験入学申請書」、様式2「体験入学のための誓約書」をご提出ください。申請時にご記入いただいても結構です。
- (3) 体験入学が始まる前に体験入学校を訪問し、学校と打合せを行ってください。
- (4) 校長が申請を許可するときは、許可書を保護者あるいは親族等の代理人にお渡しします。
- (5) 体験入学の申請が許可されたときには、学校にて「日本スポーツ振興センター加入同意書」を記入し、460円を支払ってください。

### 7 その他

- (1) 教科書、教材費、給食費等の体験入学中にかかる諸経費については、全て保護者あるいは親族等の代理人の負担とします。
- (2) 食物アレルギーがある場合は、弁当をご持参ください。
- (3) 申請を許可した場合でも、学校の運営上支障があると認められるときは、体験入学の許可を取り消すことがあります。ご了承ください。